認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（平成三十年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（平成三十年四月一日現在）」の「認定区分　2・3号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数

(4)　特別利用保育等に係る障害児受入人員数　園児数等調査に基づいて厚生労働省に報告された「調査票2　保育所の状況（1号認定）について」の「保育所（平成三十年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の合計数

7～14　［略］

15　児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

16　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

17　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

18　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数

6～13　［同上］

14　児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

15　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

16　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数